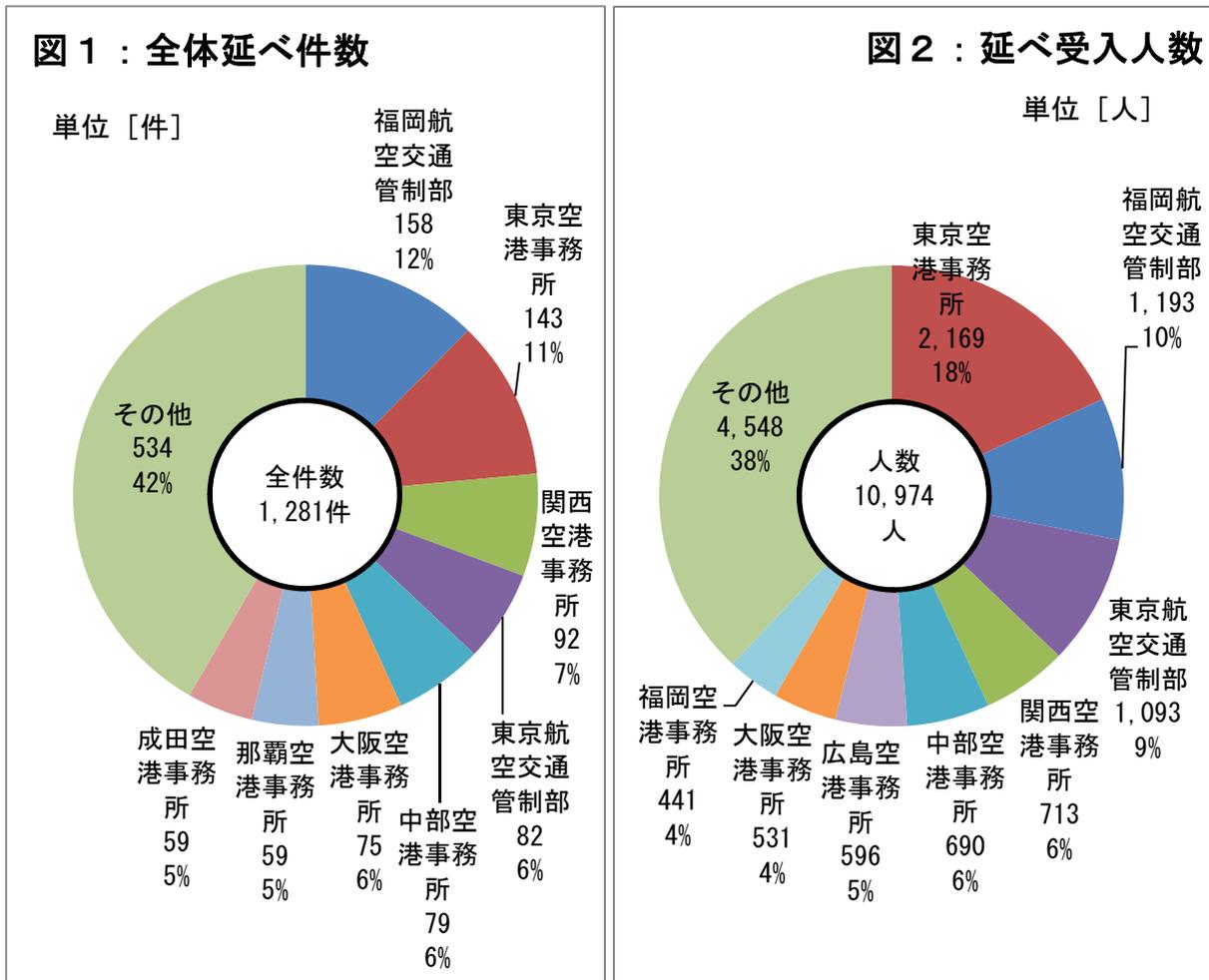


全国の航空管制官署における見学等の受入れ対応の状況

東京航空交通管制部を含む全国の79官署について、平成22年10月の福岡航空交通管制部事案を受けて各官署が見学等の受入要領を定めた日から、平成23年7月26日（今回の東京管制部の事案を踏まえて各官署への見学者受入を中止した日の前日）までの間に行われた見学等の受入状況を調査したところ、概要は以下のとおりであった。（注：調査結果について現在も精査中であり、今後数字の変更等があり得る。）

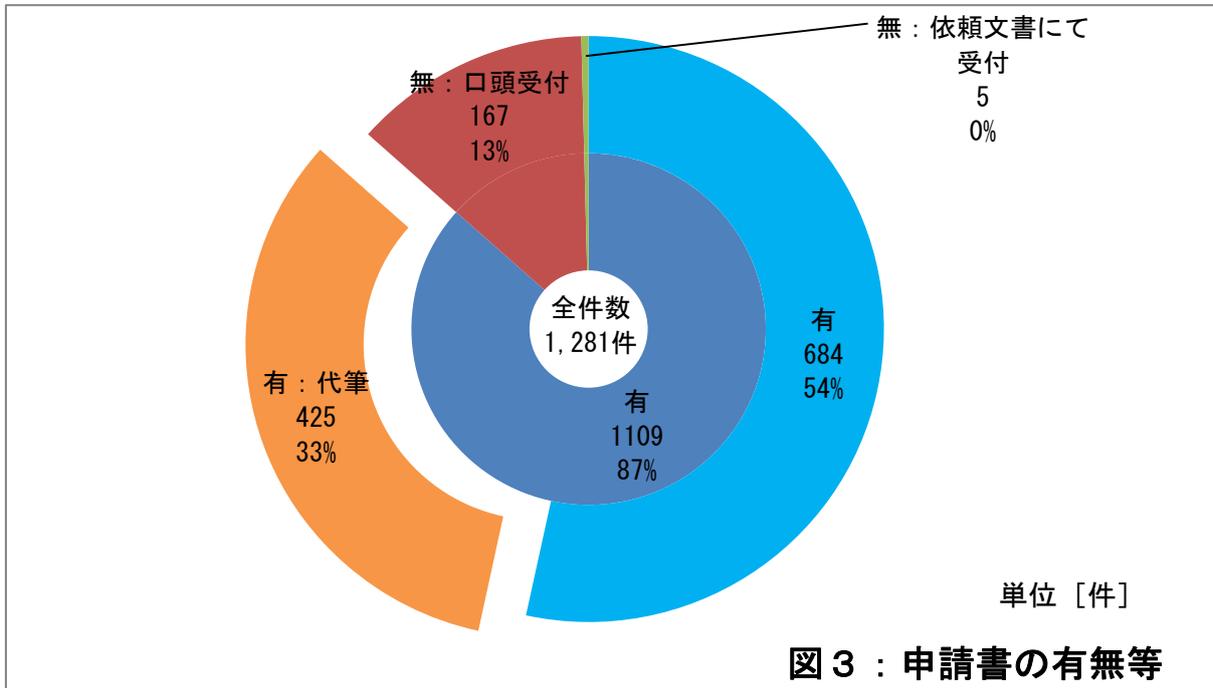
（1）総数

当該期間内における見学等の受入れ件数は延べ1,281件、受入れ人数は延べ10,974人であった。（図1、図2）



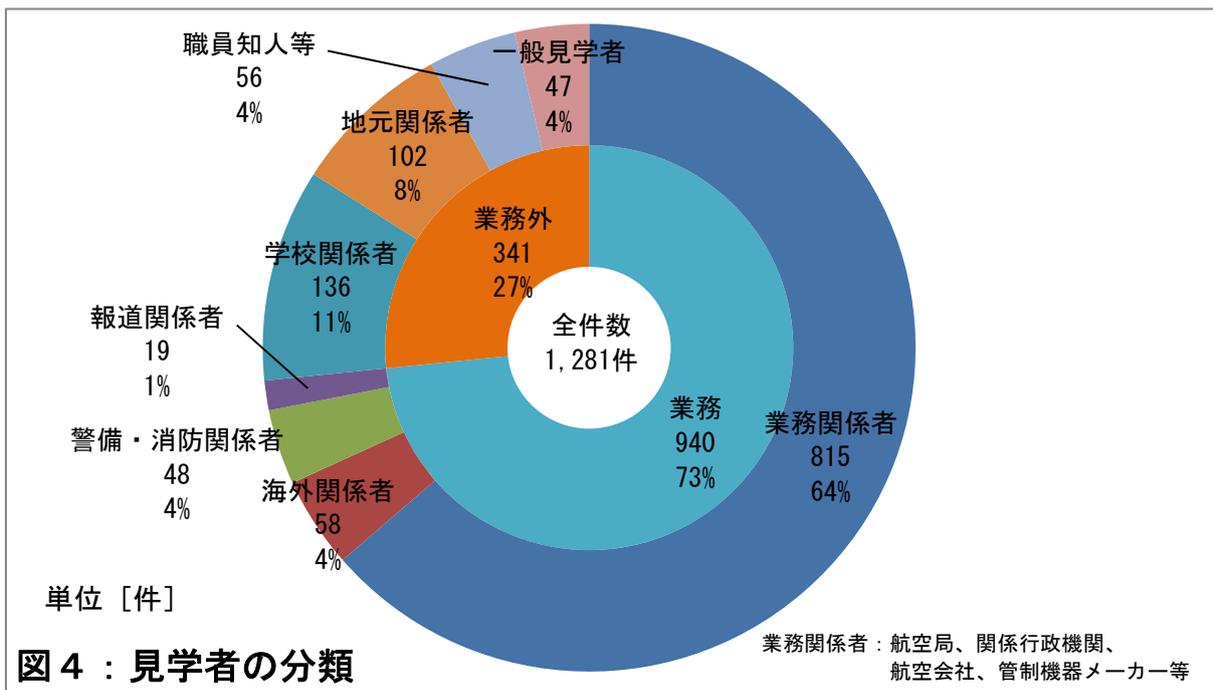
(2) 申請書の有無・提出者

見学等の申請書を提出していないケースが167件(13%)あった。また、申請書を提出しているものの、各官署の職員が代筆しているケースが425件(33%)あった。(図3)



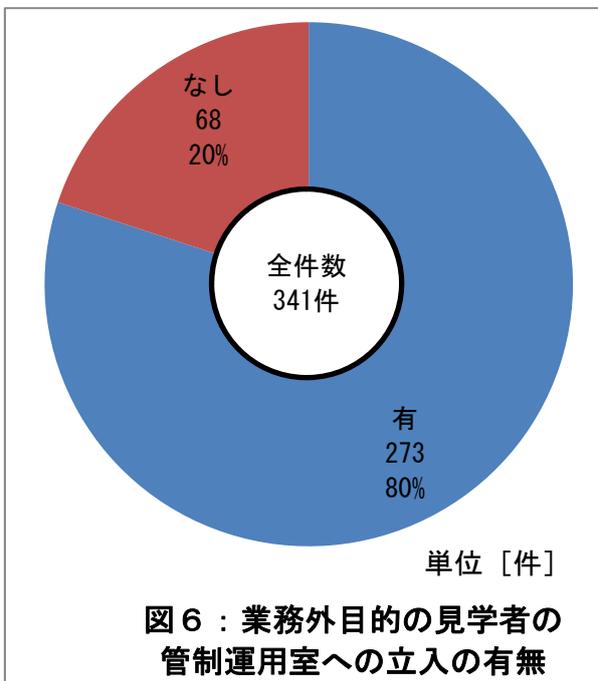
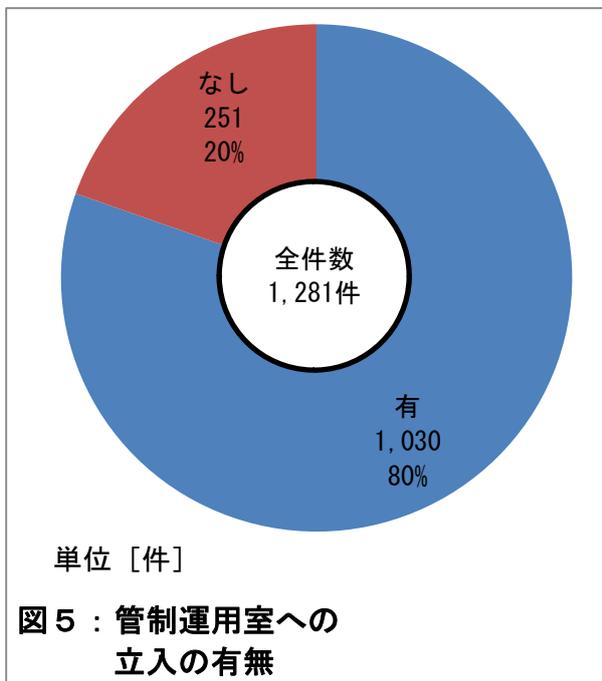
(3) 見学者の分類 (職員知人等の見学)

見学者を分類すると、業務目的の見学が940件(73%)となっている。目的が業務外の見学は341件(27%)で、このうち、56件(4%)が、職員の知人等による見学であった。(図4)



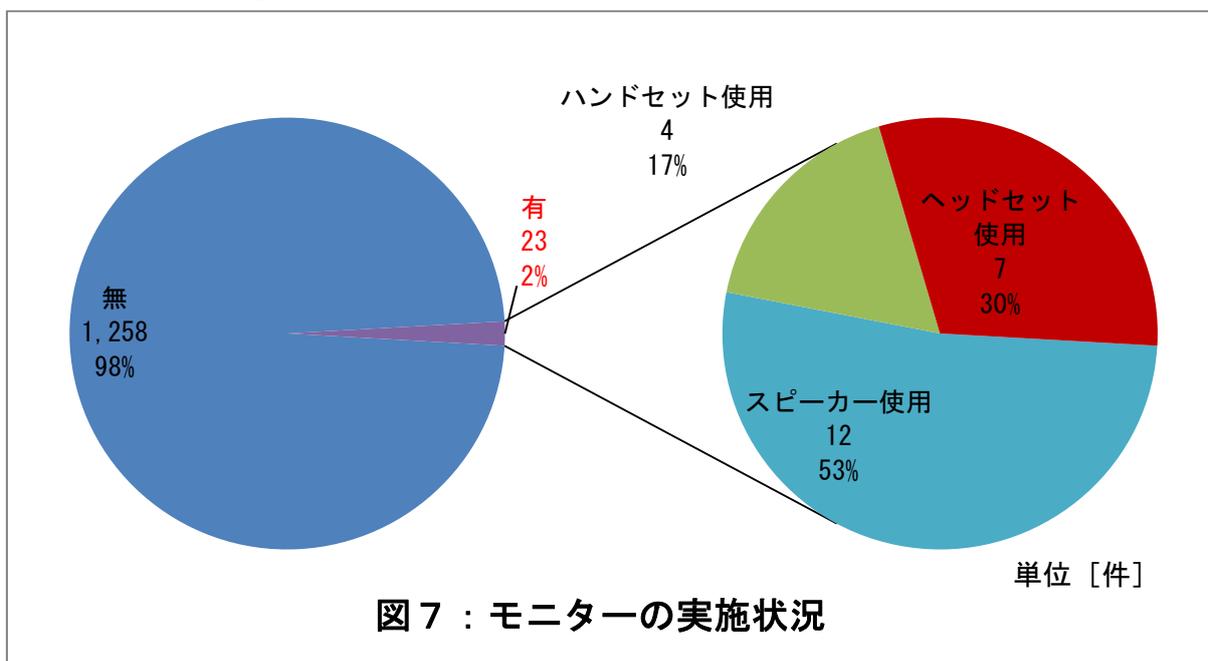
(4) 運用室への立入り

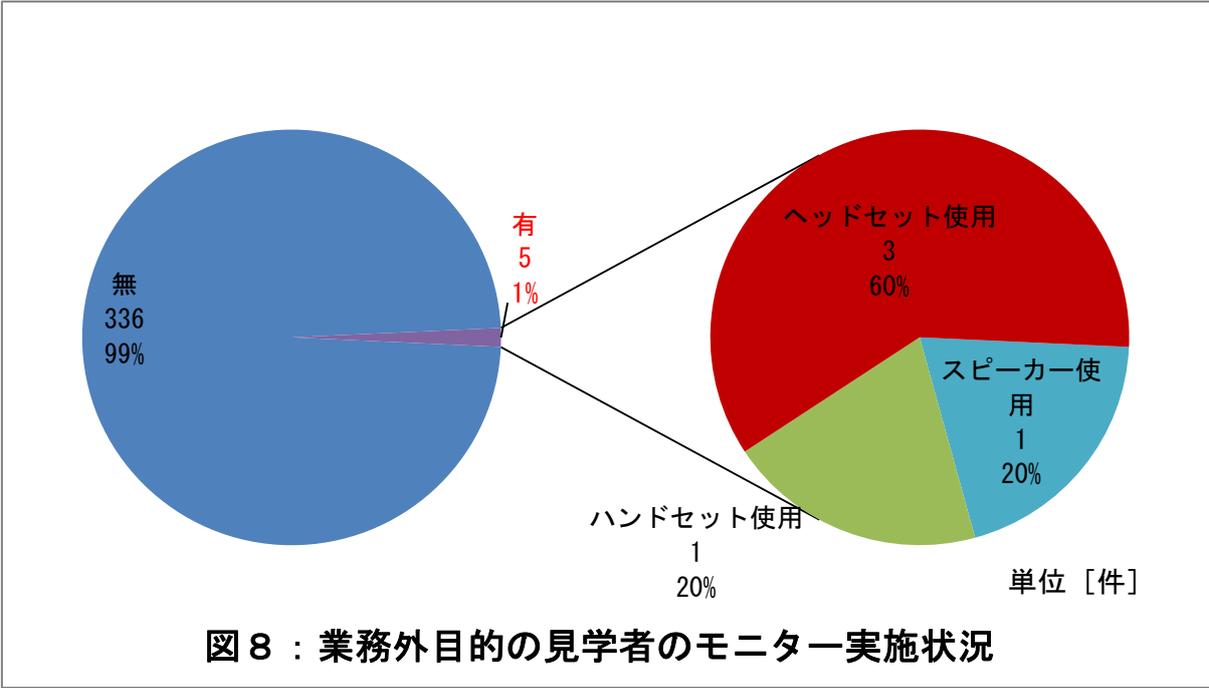
管制運用室への立入りを行ったのは、1,030件(80%)であった。また、業務外目的の見学者についてみると、68件(20%)であった。(図5、図6)



(5) モニターの有無・方法

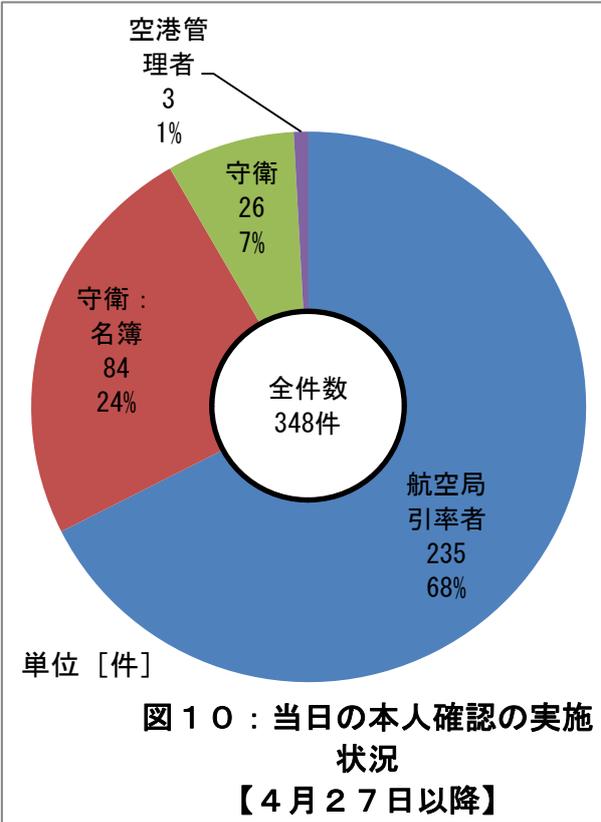
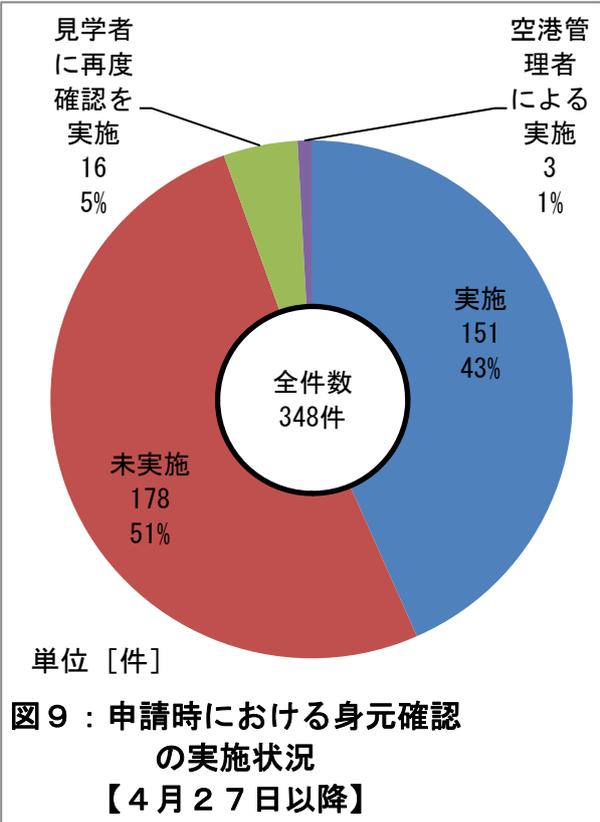
管制運用室において、航空機との交信をモニターさせたケースは、23件(2%)あり、モニター方法の内訳は、スピーカー使用12件、ハンドセット4件、ヘッドセット7件となっている。なお、目的が業務外の見学については5件(1%)がモニターを行っていた。(図7、図8)





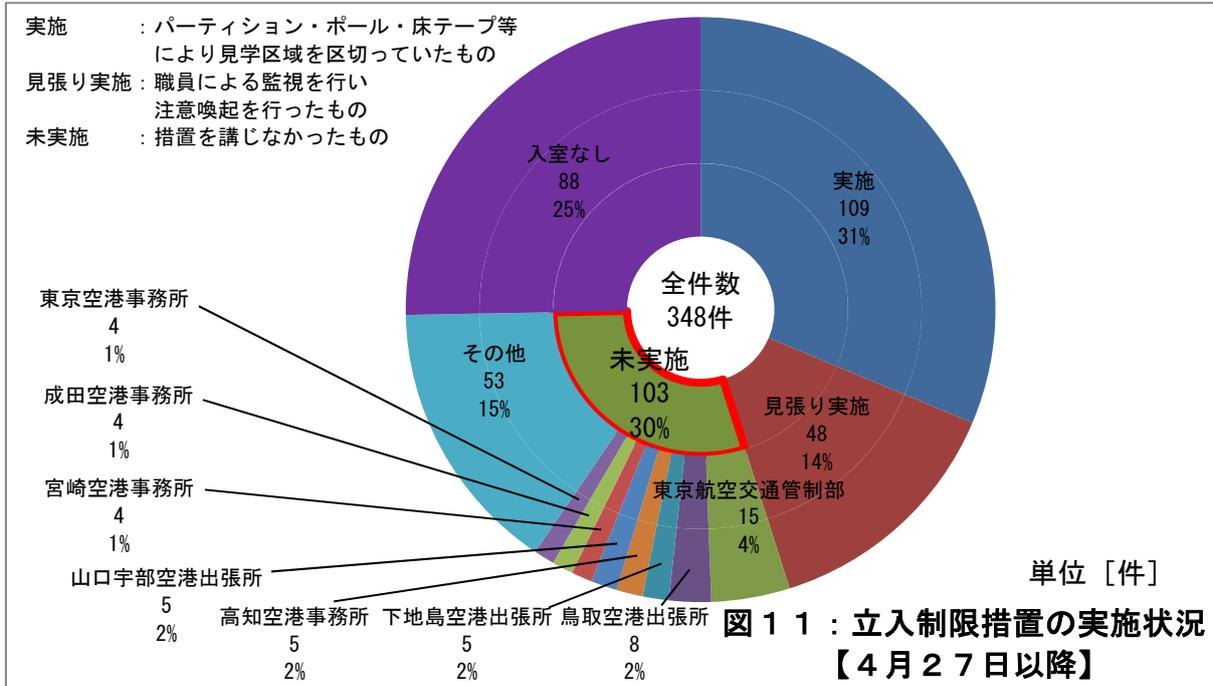
(6) 見学者の身元確認

4月27日の本省からの事務連絡以降に実施された見学のうち、申請時に身元確認を実施していたのは151件(43%)であった。また、見学当日の本人確認については235件(68%)が引率者による確認のみとなっていた。(図9、図10)



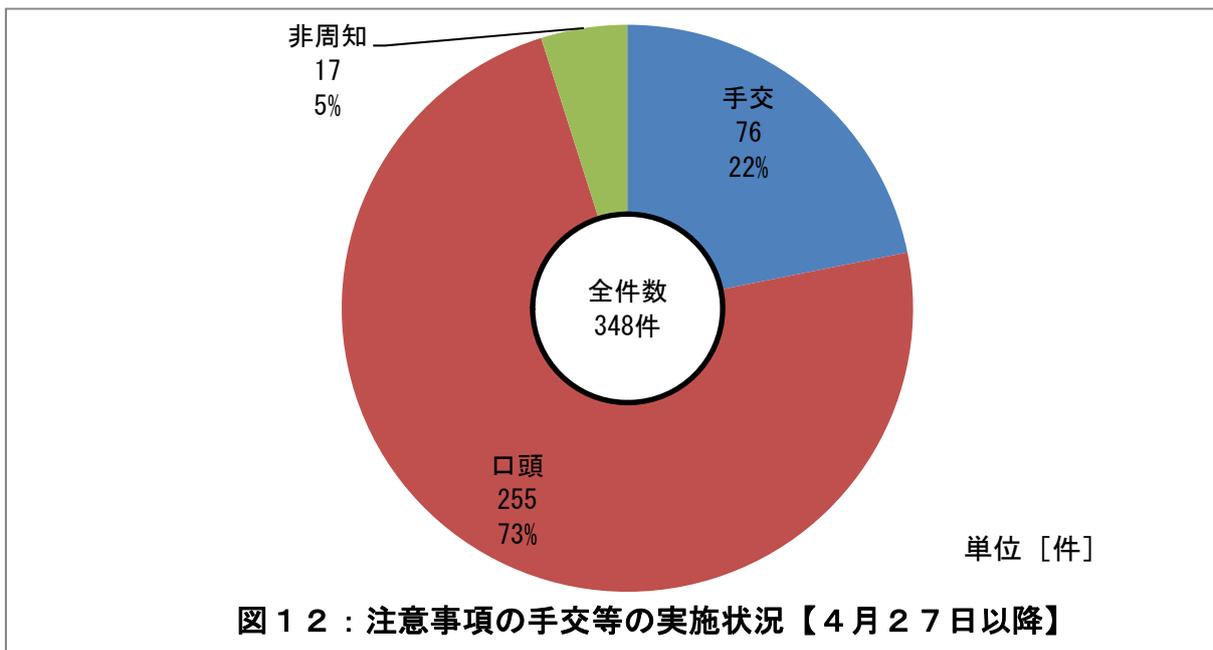
(7) 立入制限措置（パーテーションによる見学エリアの設定等）

4月27日以降に実施された見学のうち、管制運用室内でパーテーションによる見学エリアの設定等を実施していたのは109件（31%）、職員による見張りを実施していたものが48件（14%）であった。立入制限措置を実施していなかったのは103件（30%）、管制運用室へ立ち入らなかったケースが88件（25%）あった。（図11）



(8) 見学時の注意事項の手交等

4月27日以降に実施された見学のうち、管制運用室への立入りに際して注意事項の紙の手交を実施していたのは76件（22%）であった。（図12）



(9) その他

① 中止措置以降に行われた見学等

7月27日の見学中止以降、(1)花巻空港の管制塔内で東京航空局部長等が視察を行ったケース(7月28日)、及び、(2)羽田空港管制塔内のスペース(管制運用室の一階下のフロア)で行政機関職員等の見学を行ったケース(7月29日)、の2件があった。

② インターネット等を通じた見学募集

インターネット等を通じて見学募集を行ったケースの有無については、全官署とも「無」との回答であった。